

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(情報政策課)	二
○食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	二
○文書規程の一部を改正する訓令	(県政情報・文書課)	三
○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令	(食と暮らしの安全推進課)	四

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項に次の一号を加える。

十三 美術品等取得基金条例(昭和五十三年宮城県条例第七号)第七条の規定による必要な事項を定める事務

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の項イ中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 規則第六条の二第一項の規定による相手帳の受理

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項(1)中「及び第二項」を削り、「申請等」を「申請」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表第一の二の項」を「別表第一の二の項1」に改め、同項第二号中「その」を「又はその」に改め、「又は奨励費の支弁区分の決定及び変更についての通知」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項中「別表第一の二の項2」を「別表第一の二の項7」に改め、同項第一号中「この条」を「この項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「別表第一の二の項1」を「別表第一の二の項3」に改め、同項第一号中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する」及び「（以下「補助金」という。）」を削り、同項第二号中「その」を「又はその」に改め、「又は補助金の交付若しくは不交付の決定の通知」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 条例別表第一の二の項4の規則で定める事務は、特定疾患に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十二号）第十一条第一項ただし書の規定による特定疾患の医療に要する費用の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

5 条例別表第一の二の項5の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 不妊治療のうち体外受精又は顕微授精に要する費用の助成の申請の受理
二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

6 条例別表第一の二の項6の規則で定める事務は、先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十五号）第十一条第一項ただし書の規定による先天性血液凝固因子障害等の医療に要する費用の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

第二条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
条例別表第一の二の項1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が設置する県内の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給の申請の受理

二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

2 条例別表第一の二の項2の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 学校法人が設置する県内の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する者の奨学のための給付金の支給の申請の受理

二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
第二条に次の二項を加える。

9 条例別表第一の二の項2の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等を退学し、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給の申請の受理
二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

10 条例別表第一の二の項3の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 県内の公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する者の奨学のための給付金の支給の申請の受理

二 申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生取締条例施行規則（昭和三十年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
様式第三号第一号中「条件を付して」を「とおり」に、

「中下第 号 宮城県中南部下水道事務所
東下第 号 宮城県東部下水道事務所
仙台総第 号 宮城県仙台地方ダム総合事務所」を「仙台総第 号 宮城県
仙台地方ダム総合事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十五号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県知事 佐 井 肇 郎

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令中第百七号)の二第百六条の四及び五を改正する。

第二条第百六条中「許可する」や「許可します」及び「失う」や「失います」及び「届け出る」や「届けてください」及び「掲示すること」や「掲示してください」及び「掲

「1 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができる。

2 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、この審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第三条第百六条中「不許可とする」や「不許可とします」及び「施設基準中」や「施設基準」及び「適合しない」や「適合しません」及び

「1 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができる。

2 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、この審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第三条第百六条中「解除する」や「解除します」及び

「1 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができる。

2 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、この審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行つた場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第三条第百六条中「禁止する」や「禁止します」及び

「1 この処分について不服があるときには、この処分があつたことを知つた日の翌日から

